

平成 27 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 27 年 5 月 22 日五和農業情報センターマルチメディア研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（29 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	君	16 番	川峯正美君
17 番	君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	君
21 番	君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田真一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

3 番	川原昭雄君	8 番	中村三千人君
15 番	山下和弘君	17 番	川崎真志男君
20 番	橋本正寛君	21 番	宮崎義一君
35 番	池田裕之君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林 泰裕	局長補佐	藤本 寿
主 幹	瀧本由一	主 査	寺澤大介
書 記	川中浩一朗		

4、議事日程

開 会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議第30号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議第31号 非農地通知書交付申請について
- 日程第7 議第32号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第8 議第33号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
- 日程第9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年第 5 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。雨続きの晴れ間ということで大変お忙しいところじゃないかと思えますけれども、ご出席いただきありがとうございます。これまで皆様方には農業委員の改選が 9 月にあるだろうということで申し上げていたわけですが、先日 20 日の会長事務局長会議に行きましたところ、現在衆議院の方で審議しています農業委員会法の改正につきまして、7 月公布される予定があるそうでございます。7 月に公布された後の農業委員会の選挙につきましては、さしよりは 3 月末まではそのままの体勢でもって行って、4 月の施行と同時に新しい法律に則った農業委員の選考になるということでございました。というところで大分変更しましたので、お知らせしたいと思います。それから農業者年金が大変だと思えますけれど、現在 8 名割り当てが来ておりますが 3 名の方が入っておられます。皆様の近くに農業者年金に加入したいという方がいらっしゃいましたら、事務局に連絡していただければいいかなと思っております。

それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 7 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、31 番、松原高弘委員、32 番、松川兼光委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。天草町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、天草町の畑 3 筆 2,755 m²を、売買により取得したというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当してお

りません。申請地には、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。1番について説明致します。場所は天草町福連木のとどろき館というところから3キロ程山に行ったところ。現在利用権設定で譲渡人の畑を借りましてデコポンを栽培されております。今年利用権が切れるということで更新をしようとしたところ譲渡人が農地を買ってくれということで所有権移転売買の話がまとまったそうです。現在申請地に加温ハウスが3棟あって周りの方も綺麗に整備されておりました。なんなら問題ないかと思っておりますので、ご審議の方、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第28号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の申請人は個人住宅を建築するため、本渡町の田1,722㎡のうち361.60㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、申請地は申請人も含んだ共有名義の土地であるため、5条申請も同時に申請されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり本人を含め3名の居住地を贈与により譲り受け、自己住宅を新築したいというものです。場所は大矢崎保育園近くです。資料④は1ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。条件が悪いため30年近く遊休地となっております。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水へ、雨水は道路側溝を利用されます。隣接同意書も添付してあり特に問題ないかと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。楠浦町の申請人は農業用倉庫を建築するため、楠浦町の田417㎡のうち84.40㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は土地改良してある土地なので第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、農業用施設を建築する場合は例外で許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。既に造成してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番(森下雅成君) 22番、森下です。2番について説明致します。申請人は地目田の417㎡のうち84.4㎡に農業用倉庫を建てるために転用したいとの申請でございます。申請地は楠浦町の新田地区で圃場整備がされている地区であります。圃場整備のおり、申請地は非農用地として指定されております。その関係で残土を置いた経緯もあります。申請人は当申請地を相続して転用許可申請をしていなかったため始末書が添付されております。地区の区長と近隣の土地所有者からの同意も揃っております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(川中浩一郎君) 3番について説明します。上益城郡御船町の申請人は太陽光発電施設を設置するため、栖本町の田205㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。既に造成してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局(川中浩一郎君) 本日担当委員さんが欠席でございますが、説明をお預かりして

おりますので読ませていただきます。

場所は栖本町の県道沿いのお寺の近くにあり、太陽光発電施設を設定する目的であります。区長からの排水同意と隣接者の同意も添付されており、特に問題ないと思われまので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 4番について説明します。栖本町の申請人は個人住宅を建設するため、栖本町の畑352㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。4番について説明致します。場所はJA天草栖本支所より山浦地区という山手の方に約5キロ位行ったところにあります。今回の申請は現在の住まわれている家が老朽化し、また山手の方が危険区域となっておりますので家を新築し住みたいということです。隣接の農地の方の同意も得ておられますし、給水・排水計画書もきちんと提出してあります。現地を見に行きましたけれども、なんら問題ないかと思われましたので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。

さい。1番について説明します。南新町の譲受人は宅地分譲するため、中央新町の譲渡人から川原町の田1,398㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。資料④の9ページをご覧ください。川原町の交差点から100m位亀場方向に行ったところがございます。長い期間草払いを年に3回されて維持管理されていた田でございます。ここは譲受人が商業地として1カ所、住宅地として3ヶ所分譲したいということでございます。県知事の宅地建物取引業者免許証も添付してあります。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ排水するという事です。周囲に農地はございません。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。浜崎町の譲受人は個人住宅を建築するため、熊本市の譲渡人から丸尾町の畑274㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し自己住宅を建築したいということです。場所はハローワーク天草の近くで、資料④は11ページ、12ページをご覧ください。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。11ページの申請地の北側に農地がありますが、隣接同意書が添付されています。周囲は宅地化が済んでおり特に問題ないかと思しますので、ご審議よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませ

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。本渡町の譲受人は個人住宅を建築するため、熊本市の譲渡人外1名から本渡町の田1,722㎡のうち361.60㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、申請地は譲受人も含んだ共有名義の土地であるため、先程4条申請で審議していただいております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。3番について説明致します。申請地は事務局説明のとおり、4条の1番でご承認いただきましたが、共有名義でしたので4条と5条申請となっております。特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 4番について説明します。今釜町の譲受人は個人住宅を建築するため、旭町の譲渡人から本渡町の畑383㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。4番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所はロッキー佐伊津店の近くで、資料④は15、16ページをご覧ください。ここは少し小高い丘で、市水が通っていないためボーリングで給水されます。生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を

利用されます。周囲の隣接同意書も添付してあり、特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。楠浦町の譲受人は貸駐車場とするため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の田381㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。5番についてご説明致します。申請地は新和町へ通じる県道沿いです。申請地水田381㎡を父の経営する建具製作所の7台分の駐車場用地として貸し付ける計画です。譲受人は建具製作所の稼働率が上昇して従業員を大幅に増員したため従業員の駐車スペースを確保するための申請でございます。給排水につきましては、特に問題ございません。譲渡人は農地法に対する不知を反省し、始末書が添付しております。近隣所有者や区長の同意も揃っております。ご審議方よろしくをお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。亀場町の譲受人は自動車学校用地とするため、熊本市の譲渡人から亀場町の畑1,399㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとな

っており、基準に適合しています。既に自動二輪のコースとして利用してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。5条の6番を説明致します。場所は亀場町にある自動車学校の二輪の練習コースでございます。学校長立会いの下現地確認して参りました。現在まで賃貸契約で貸してあったわけでございますけれど、譲渡人は高齢となりましたので、今回売買による所有権移転をしたいとの申請でございます。昭和58年頃自動二輪の免許取得コースがなく、地域の方の強い要望で隣接する申請地を借用して自動二輪コースを作ったわけでございます。売買の準備の段階で申請地が農地であることが判明しましたので始末書が添付してございます。区長さんの排水同意も添付してございます。問題ないところでございます。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。新潟市の譲受人は、店舗及び駐車場を設置したいため、五和町の譲渡人から、五和町の田2筆4,270㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。7番について説明致します。場所は資料④の21ページをご覧ください。国道324号線天草セントラル病院付近になります。隣に水田がありますけれども、同意書は取っております。また排水同意書も区長より取っております。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。牛深町の譲受人は、貸物置用地としたため、横浜市の譲渡人から、牛深町の畑1筆30㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。8番について説明致します。物置としてプレハブの倉庫を設置し貸したいとの申請です。場所は牛深市民病院の西側になります。周囲は完全に宅地化されており問題ないかと思えます。よろしくご審議お願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 9番について説明します。栢宇土町の譲受人は宅地拡張するため、今釜新町の譲渡人から栢宇土町の田201㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。増築してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。5条9番について説明致します。申請者、申請地については事務局説明のとおりでございます。場所が国道266号線を旧栢宇土小学校より牛深方面に少し走ったところを少し入ったところになります。譲受人の住宅が写真のとおりあります。資料④は25、26ページを見てください。譲渡人と譲受人はいとこでございます。今回贈与により取得する段階で農地であることが判明したため、申請されました。写真を見ていただきますと分かりますように、母屋があるのですが家族が増えたために建築されたと思えます。昭和51年頃に建ててあるのです。もう40年余り前に無断で建てたと

ということで、今後こういうことがないように十分注意しますという謝罪の始末書が提出されております。雨水は道路側溝へ流されます。区長さんの同意書が添付されています。どうぞご審議の方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第30号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第30号について説明します。資料②の5ページからご説明致します。1番の所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が5件、再設定の計画が4件、転貸の計画が1件、合計で11件、総面積は65,008㎡となっております。なお、5ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、申請地は8筆の 田・畑、6,247㎡を売買により取得したいというものです。今回の譲受人（あっせん候補者）ですが五和町で「果樹」栽培を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地へ野菜を作付けされる計画です。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が1件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、10ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定10件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 25 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 31 号について説明します。資料②の 11 ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、本渡町外 4 件、総面積は 16,817 m²となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、12 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1 筆ごとにスクリーンで映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②11 ページの、1 番、本渡町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②11 ページの、2 番、本渡町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②11 ページの、3 番、御所浦町御所浦の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②11 ページの、4 番 5 番、五和町御領の申請地です。以上です

○議長（鶴田雄士君） 4 番、5 番の農地はまだ荒廃していないようですが、山本委員、説明をお願いします。

○27 番（山本隆久君） 27 番、山本です。4 番と 5 番の土地を確認してきましたけれど、非農地として認定するのは無理だなと思いました。ちょこっと草を払って客土すれば十分畑として利用できるかと私は見てきました。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、資料の現況地目のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1 番から 3 番は山林、4 番、5 番は農地として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 32 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 議第 32 号について説明します。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外申請等に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされた時に転用許可の見込みがあるかないか

をご審議いただくものです。

それでは、1番の案件から説明します。お手元の資料②、④及び前方のスクリーンをご覧ください。栄町の申請人は本渡町の田2筆2,200㎡を調整池にしたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり調整池として転用したいというものです。場所は広瀬川にかかります本泉橋の近くです。資料④は除外1番をご覧ください。申請地は細長くなっておりますが、北側は既に造成され、隣接地も造成されます。建売住宅地の面積が5,000㎡を超えますので調整池が必要となっております。特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。下浦町の申請人は下浦町の畑2筆771㎡に農家住宅を建てたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。2番について説明致します。場所は本渡東中学校より1.5km位山に入ったところです。資料④の除外2番の図面を見ていただくと分かりますけれど、申請地の下に申請者の家があります。地滑り等で地盤がずれてきて、サッシが全然閉まらずにひびが家の中に入っています。今でも戸等は全部閉まらん状態でありますので、家の近くに家を作り転居したいというものです。何も問題ないと思っておりますけれどもよろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の申請人は栢宇土町の田1,606㎡に太陽光発電施設を設置したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、九州電力との接続契約が既に済んでいることも書類で確認しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3番について説明致します。申請地は国道266号線より県道下田線に入り福連木のトンネル付近です。申請者は亀場町に住んでおられます。栢宇土町にある申請地は両親が管理されていましたが、父が亡くなり母も高齢で耕作が困難になったということで、休耕地の有効利用として太陽光発電システムを設置して売電したいとのことです。周囲も申請者の農地で排水計画については異議がないとの区長の排水同意書が添付されております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 4番について説明します。有明町の申請人は有明町の畑6,127㎡に植林をしたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。4番について説明致します。場所は有明町赤崎にあり国道から少し入ったところです。ちょうどゴルフ場の近辺で周囲は全て山になっております。ほんで急傾斜で所有者も高齢になり管理ができないので山として管理したいということで申請がなされております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(川中浩一郎君) 5番について説明します。有明町の申請人は有明町の田59㎡に墓地を建てたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番(山田勝彦君) 24番、山田です。5番についてご説明致します。場所は有明町須子地区で国道から少し南に位置します。墓を建てたいということで、農用地区域内にある申請地以外の代替地として2、3ヶ所検討致しましたが、申請に至れなかったそうです。農地の広がりはない2種農地で問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(川中浩一郎君) 6番について説明します。有明町の申請人は有明町の畑767㎡に太陽光発電施設を設置したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、経済産業省からの認定通知書と九州電力との接続契約が既に済んでいることも書類で確認しております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番(山田勝彦君) 24番、山田です。6番について説明致します。場所は有明町須子地区の国道から少し南に入ったところになります。申請者は申請地の所有者の甥になります。現在遊休地になっておりまして、年3回程草払いをしなければならないということです。今度太陽光発電施設を設置して売電をして管理していきたいということです。ちなみにどの位儲かるのかなということで聞いてきましたところ、総工費が1,500万円掛かるそうです。それから今現在1kw34円だそうです。これはずっと段階的に下がっていくとのことです。年間の収入が180万円あるそうです。年間の支払いが150万円掛かるそうです。30万円儲かるそうです。それが20年間保証されますので、15年先からまるっと儲かるけれども20年過ぎると保証がないのでどうなるかなと言われてました。よろしくご審議をお願い

致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 7番について説明します。御所浦町の申請人は御所浦町の畑1,826㎡のうち146㎡に個人住宅を建てたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。既に工事に取り掛かっていたため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、平岡です。7番について説明致します。申請人は大阪在住の80近くの親戚が老後を御所浦の兄弟、親戚がいるところで過ごしてもらうため、家を建てたいとのことです。家の建築にあたっては既に施工されていますので、始末書が添付されております。そして、区長の同意等必要書類は揃っております。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 8番について説明します。栖本町の申請人は栖本町の田621㎡に個人住宅及び倉庫を建てたいというものです。除外後の農地区分は第1種農地になり原則転用許可できませんが、集落に接続する農地で例外規定にあてはまるため農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。8番について説明致します。申請人は現在お住まいの住宅がとても老朽化し建て替える必要が出てきたとのことです。また、建築業を営んでおり、機材・機具等を保管するスペースが不足しているので農用地区域から除外して転

用したいとのことです。区長の同意書もあり問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 9番について説明します。千葉県市原市の申請人は、新和町の田、畑6筆1,840㎡に太陽光発電施設を設置したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。九州電力との接続契約が済んでいる事も書類で確認しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番、川口です。場所は新和町の中田港から北に2km程いったところになります。申請地は居住者であった申請人の叔父が30数年前に亡くなり、それ以降荒地地となっております。そこに太陽光発電施設を設置し土地を有効利用したいということです。先程事務局の説明のとおり、九州電力との接続契約や区長や隣接所有者の同意も揃っております。ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 10番について説明します。新和町の申請人は、現在の住居及び店舗が県道の拡幅工事により移転する必要が生じたため、新和町の田733㎡に新しく住宅及び整備工場を建築したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口直君） 4番、川口です。場所は新和町碓石の旧JA碓石事業所より少し東にい

ったところでございます。県道の拡幅工事に伴い現在の居住地を移転する必要が出てきたため農用地区域からの除外を経て住宅地として転用したいということです。近所に代替地を探したけれど、中々ないということで申請に至りました。よろしく審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 11番について説明します。新和町の申請人は、新和町の田182㎡に駐車場を整備したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。本来は17番川崎委員の担当地区でございますが、先程ご案内のとおり、川崎委員が総会に出席できないので私に説明依頼がありました。だから11番、12番、13番の案件は私が説明致したいと思います。まず、11番についてご説明致します。転用目的は駐車場として申請が挙がっております。場所は天草市新和支所より少し西に位置します。家の近辺に駐車場がなく子供もそれぞれ車を所有しているということで、5台程車を置きたいということでございます。どうかご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 12番について説明します。新和町の申請人は、新和町の畑343㎡に駐車場を整備したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。場所は新和町中田にある天草市中田出張所から東に2km程のところになります。こちら駐車場としたいということです。農地の広がりも10ha未滿で問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に13番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 13番について説明します。新和町の申請人は、新和町の畑758㎡に植林したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○18番（森岡一正君） 18番、森岡です。13番について説明します。事務局より説明がありましたとおり植林のための除外申請でございます。ここは隣接者の同意と区長の同意も取っております。給水はなく、雨水は自然排水となっております。ということでご理解をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に14番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 14番について説明します。五和町の申請人は、五和町の田846㎡に農家住宅を建築したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。14番について説明致します。場所は五和町城河原の中央より南西に7、800m入ったところ。写真では平坦のところのように見えま

すが、山のすぐ下で幅も狭いです。スクリーンの上の方に映っているのが、現在の家になります。現在の家が老朽化したことと、手狭になったため家を建てたいということです。隣接者の同意や区長の排水同意ももらっており、問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 14 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に 15 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 15 番について説明します。河浦町の申請人は、河浦町の田 3 筆 2,727 m²に杉を植林したいというものです。除外後の農地区分は第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5 番（武内正俊君） 5 番、武内です。場所は河浦町新合にある国道 266 号線付近の天草市新合出張所の 1km 程北になります。これまで農地として管理をしてこられましたが、水がないということ。近年猪に非常に荒らされるので、植林して山林として管理していきたいとのことです。ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 15 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、議第 33 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 議第 33 号について説明します。資料②をご覧ください。1 番について説明します。本町の申請人は農地保全のため本町の田 1 筆 505 m²を農用地区域へ編入し中山間地域等支払制度に加入したいというものです。

○事務局（瀧本由一君） 2 番について説明します。河浦町の申請人は、農地保全のため、

河浦町の田・畑 2 筆 1,076 m²を農用地区域へ編入し、中山間地域等支払制度に加入したい
というものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員から補足説明はありませんか。
（補足なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいまの件につきまして、皆様から質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程 9、報告事項について事務局より各種の届けがあったものにつ
いて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、農地利用形状変更届けはありませんで
した。許可不要転用届の 4 条関係が 1 件あり、新和町の田の一部に堆肥舎を建築したいと
いうものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 27 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松原 弘

署名委員 松川 兼光